

鴨川市国保病院看護統括支援員設置規則をここに公布する。

令和8年3月5日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市規則第4号

鴨川市国保病院看護統括支援員設置規則

(設置)

第1条 鴨川市立国保病院（以下「国保病院」という。）における看護の質を向上させ、患者に対し質の高い医療を提供するため、国保病院看護統括支援員（以下「支援員」という。）を置く。

(職務)

第2条 支援員は、国保病院に係る次に掲げる事項について、助言、提言その他の必要な支援を行うものとする。

- (1) 看護の質の向上に関すること。
- (2) 看護師の働き方に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、看護に関すること。

(任用)

第3条 支援員は、病院の看護に関し識見を有する者のうちから市長が任用する。

2 支援員は、会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。）をもって充てる。

(報酬等)

第4条 支援員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償は、鴨川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年鴨川市条例第27号）の定めるところによる。

(勤務場所)

第5条 支援員は、国保病院に勤務するものとする。

(庶務)

第6条 支援員に関する庶務は、国保病院において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、支援員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。